

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(22) 診療報酬 (調剤報酬)	共同	(近畿財務局)	11,669,213の内数	11,861,974の内数	192,761の内数	-
事案の概要	<p>診療報酬のうち調剤の技術料については、入院医療費や外来医療費の技術料部分と比較して伸びが大きい。また、調剤基本料は、基本的に処方せんの集中率と受付回数に応じて設定されているが、2018年度(平成30年度)診療報酬改定において、以下の見直しを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる大型門前薬局に係る調剤報酬について更なる評価の見直しを実施 ・かかりつけ薬剤師が機能を発揮し、地域包括ケアシステムの中で地域医療に貢献する薬局を対象に「地域支援体制加算」を新設 						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 調剤基本料1を算定している薬局の実態等について

- 調剤基本料は、薬局の運営維持に要するコストを処方せんの集中率と受付回数の側面から評価したもの。実際に、集中率の低い面分業の薬局の方が備蓄している医薬品目数が多い傾向があり、高コストと考えられる。
- いわゆる大型門前薬局を除くと、処方せんの集中率が高い薬局であっても調剤基本料1が算定されている。こうした薬局の中には比較的規模の大きな薬局も含まれているが、処方せんの集中率が低く比較的規模の小さな薬局と同様に調剤基本料1が算定されることについて見直しを行うべきではないか。

2. 地域支援体制加算を算定している薬局の実態等について

- 今回の調査においては、地域支援体制加算を算定している薬局は全て調剤基本料1を算定している薬局であった。これらの中では、
 - ・処方せんの集中率が85%を超える薬局が約3割を占め、
 - ・在宅患者への対応が平均して月1回未満の薬局が約2割、月2回未満の薬局が約4割を占める
 という状況になっており、地域包括ケアシステムの中で地域医療に貢献する薬局を評価するという当該加算の制度趣旨に沿ったものになっていないのではないか。
- 地域支援体制加算については、
 - ・調剤基本料1を算定していることによる要件の大幅緩和措置を撤廃するとともに、
 - ・真に地域包括ケアシステムの中で地域医療に貢献する薬局を評価する観点から、在宅患者への積極的な対応も含めた厳格な実績要件を改めて設定するなどの見直しを行うべきではないか。

反映の内容等

1~2. について

- 調剤基本料や地域支援体制加算などの調剤報酬については、中央社会保険医療協議会における令和2年度診療報酬改定の議論の中で結論を得ることとされている。